

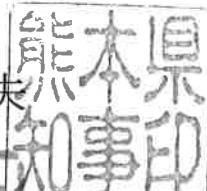
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県北九州市門司区新門司三丁目25番
 氏 名 株式会社野原商会
 代表取締役 野原 和彦

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

熊本県知事 蒲島 郁夫



許可の年月日

平成26年12月25日

許可の有効年月日

平成33年12月24日

複写の使用は無効です

1. 事業の範囲

事業区分	収集運搬業（積替及び保管を含まない）
取り扱う 特別管理 産業廃棄 物の種類	鉱さい（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については、裏面参照。） ばいじん（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については、裏面参照。） 燃え殻（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については、裏面参照。） 汚泥（特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については、裏面参照。） 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） 廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物であるものに限る。特定有害産業廃棄物の種類については裏面参照。） 感染性産業廃棄物、廃石綿等 以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ 「無」

3. 許可の条件

- (1) 熊本県産業廃棄物指導要綱を遵守すること。
- (2) 熊本県が実施するマニフェストを適切に使用すること。

(裏面に続く。)

4. 許可の更新又は変更の状況

(1) 平成26年12月25日付けで新規許可及び優良基準適合認定

5. 積替え許可の有無 「無」

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 「無」

備考

「優良」の表示は、産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力・実績を有するものとして環境省令で定める基準に適合すると認められたことを示すものです。

許可証確認用

特定有害産業廃棄物の種類 複写の使用は無効です

有害物質	燃 え 殻	汚 泥	廢 油	廢 酸	廢 アル カリ	鉛 さ い	ば い じ ん
水銀又はその化合物	/	○	/	○	○	○	○
カドミウム又はその化合物	○	○	/	○	○	○	○
鉛又はその化合物	○	○	/	○	○	○	○
有機燐化合物	/	○	/	○	○	/	/
六価クロム化合物	○	○	/	○	○	○	○
砒素又はその化合物	○	○	/	○	○	○	○
シアノ化合物	/	○	/	○	○	/	/
トリクロロエチレン	/	○	○	○	○	/	/
テトラクロロエチレン	/	○	○	○	○	/	/
ジクロロメタン	/	○	○	○	○	/	/
四塩化炭素	/	○	○	○	○	/	/
1, 2 - ジクロロエタン	/	○	○	○	○	/	/
1, 1 - ジクロロエチレン	/	○	○	○	○	/	/
シス - 1, 2 - ジクロロエチレン	/	○	○	○	○	/	/
1, 1, 1 - トリクロロエタン	/	○	○	○	○	/	/
1, 1, 2 - トリクロロエタン	/	○	○	○	○	/	/
1, 3 - ジクロロプロパン	/	○	○	○	○	/	/
チウラム	/	○	/	○	○	/	/
シマジン	/	○	/	○	○	/	/
チオベンカルブ	/	○	/	○	○	/	/
ベンゼン	/	○	○	○	○	/	/
セレン又はその化合物	○	○	/	○	○	○	○
1, 4 - ジオキサン	/	/	/	/	/	/	/
ダイオキシン類	/	/	/	/	/	/	/

* 表中の「○」は取り扱うことができるものを示す。